

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切にできるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

2. 事業所の概要

事業所名	(株) 佐瀬トータルケアセンター アネシス指定居宅介護支援事業所
所 在 地	〒302-0105 茨城県守谷市薬師台2-16-3
連 絡 先	電 話 0297-21-1525
事業者指定番号	0872400197
管 理 者	小林 妙子
サービスを提供する地域	守谷市・常総市・坂東市・取手市・つくばみらい市

3. 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名 事務員 1名

4. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 8:30~17:30 (土曜日については利用者個別に対応させて頂きます)
※日曜日・祭日 (12月30日~1月3日含む) は休業

5. 居宅介護支援サービスの実施概要

課題分析方法：23標準課題分析項目方式

研修の参加：現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加

担当者の変更：担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

6. 利用料金

① 居宅サービス計画の報酬

法的に定められた額 (利用者負担なし)

要介護1・2 11,620円

要介護3・4・5 15,097円

② 訪問に係る交通費

・交通費は不要です。

③ 申請代行にかかる費用

申請代行を行った場合は、1回につき500円

7. 事故発生時の対応

- 居宅介護支援の提供により利用者に事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡するとともに管理者、市町村に報告し、適切な処置を実施します。
- 居宅介護支援提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを実施します。また、事故が生じた際はその原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 秘密の保持

事業者及び従業者は、個人情報の使用に係る同意書にある内容に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 主治医および医療機関等との連絡

- ①事業者は利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行う事を目的とします。
- ②利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当のケアマネージャーの氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。

14. 契約・サービスの終了

次の何れかの事由が発生した場合は、契約・サービスは終了するものとします。

- ① 利用者の場合
引越し等
 - ・ 利用者の状態に変化があった場合、要介護認定結果が非該当の場合
 - ・ 利用者が病院、施設等に入院、入所なさった場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ② 事業所からの申し出による
利用者及び家族の著しい不信行為によりサービス継続が困難になった場合はその理由を記載した文書を利用者に提出することにより終了とします。
- ③ 利用者が何らかの理由により事業所の変更を希望した場合

15. 相談窓口・苦情窓口

サービスに関する相談、苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所管理者 小林 妙子 (電話) 0297-21-1525

○守谷市役所 介護福祉課

所在地 守谷市大柏 950-1 TEL0297-45-1111 FAX0297-45-6527

○常総市役所 幸せ長寿課

所在地 常総市水海道諏訪町 3222-3 TEL0297-23-2913

○つくばみらい市役所 介護福祉課

所在地 つくばみらい市福田 195 TEL0297-58-2111 FAX0297-58-5811

○坂東市役所 介護福祉課

所在地 坂東市岩井 4365 TEL0297-21-2193 FAX0297-35-8501

○取手市役所 高齢福祉課

所在地 取手市寺田 5139 TEL0297-74-2141 FAX0297-74-6600

○茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室

所在地 水戸市笠原町 978-26 市町村会館3階 TEL029-301-1565 FAX029-301-1579

16. 情報開示

利用者の求めに応じてサービス提供記録の開示の実施が可能です

17. サービス事業者の選定と同意

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する事を求める事が出来ます。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ・サービス事業者の選定又は推薦にあたり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ公正中立に行うことをお約束いたします。

18. ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

19. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	[2] なし		

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印 _____

代理人氏名 _____ 印 _____

説明者 _____